

国立国語研究所学術情報リポジトリ運用指針

平成27年 3月25日
所 長 裁 定
改正 平成28年 4月 1日
改正 令和 4年 1月12日

(趣旨)

1. 国立国語研究所学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、国立国語研究所（以下「研究所」という。）において作成された学術研究・教育活動の成果及び研究所が所蔵する学術資料（以下「成果」という。）を電子的形態で収集し、恒久的に蓄積・保存し、内外に電子的手段によって無償で発信・提供することにより、研究所の学術研究・教育活動の発展に資するとともに社会に貢献するものである。この目的を達成するため、本指針において、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理及び運用)

2. リポジトリの管理及び運用は、研究情報発信センター（以下「センター」という。）において行うものとする。

(登録者)

3. リポジトリに成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は次に掲げる者とする。
 - (1) 研究所に在職する、又は在職した役員及び職員
 - (2) 前号に掲げる者を除く、第4項第1号に該当する成果の著作権者
 - (3) その他、センターの長が適当と認めた者

(登録対象)

4. リポジトリに登録する成果は、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 研究所に係わる成果で、次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。
 - ①学術論文
 - ②研究成果報告書
 - ③図書
 - ④研究発表用資料
 - ⑤教材
 - ⑥研究所所蔵の学術情報資料
 - ⑦その他、センターの長が適当と認めたもの
 - (2) 登録者が作成もしくは作成に関わったもの、又は研究所においてその主要な部分が作成されたものであること。
 - (3) 著作権等の知的財産権及び個人情報保護に係る法令及び研究所内の関連する諸規定を遵守していること。
 - (4) 社会通念上、又は情報セキュリティ上の問題がないこと。

(法人著作物等の登録)

5. 当該成果が研究所の法人著作物に当たる場合、又は当該成果の著作権者が第6項の利用に係る権利の行使を研究所に事前に許諾している場合は、センターがリポジトリへの

登録を行うものとする。

(登録された成果の利用)

6. センターは、次に掲げる方法によってリポジトリに登録された成果を利用するものとする。
 - (1) 当該成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
 - (2) ネットワークを通じ、前号の複製物を不特定多数に無償で公開する。
 - (3) 利用・保存のため、必要な複製・媒体変換を行う。
 - (4) ジャパンリンクセンターとの連携を通じて、すべての第三者に抄録の自由利用(複製、翻訳、再配布等)を許諾する。

(成果の公開)

7. リポジトリに登録された成果は、学術情報リポジトリの趣旨からコンテンツ全体を公開する。なお、登録者から申出があった場合には、公開の範囲や時期について指定できるものとする。ただし、メタデータ(目録情報)については登録時から全て公開するものとする。

(成果の削除・非公開)

8. センターは、次に掲げる場合に、リポジトリに登録された成果を削除又は非公開とすることができるものとする。
 - (1) 当該成果の登録者が、理由を付して削除又は非公開の申請を行った場合
 - (2) 社会的にみて内容が著しく不適切である場合
 - (3) その他、センターが当該成果の登録によって支障が生じると認める場合

(利用許諾等)

9. 当該成果の登録者は、第6項で掲げる利用を許諾するとともに、必要な場合には、あらかじめ第6項に掲げる利用について次に掲げる者から許諾を得ておかなければならない。
 - (1) 当該成果の著作権が複数の者に帰属している場合には全ての著作権者
 - (2) 当該成果の著作権が登録者以外の者に帰属している場合には当該著作権者
 - (3) 当該成果の公開が登録者以外の者の肖像権又は個人情報に関する権利と抵触する場合には当該権利が帰属する者
 - (4) 当該成果に含まれる資料を所蔵する者の許諾を要する場合には当該資料を所蔵する者

(著作権)

10. 成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保されるものとする。

(センターの責務)

11. センターはリポジトリに登録された成果の利用については、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 第6項に掲げる方法以外の利用は行わない。
 - (2) ネットワークを通じて成果を利用する者に対し、著作権等の知的財産権及び個人情報保護に係る法令を遵守するよう周知する。

(免責事項)

12. 研究所は、リポジトリに登録された成果を利用することにより発生した登録者及び第9項に掲げる者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

13. この指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、関係者間で協議して定めるものとする。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年1月12日から施行する。